

坂東市監査委員告示第3号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成29年5月24日付で提出のあった坂東市職員措置請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成29年7月19日

坂東市監査委員	飯田	修
同	渡辺	昇

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

2 請求書の提出

坂東市職員措置請求書が、平成29年5月24日に提出され、同日受け付けた。

3 請求の内容

(1) 請求の要旨 (請求書の要約)

坂東市が新庁舎建設記念モニュメント (以下「モニュメント」という) の制作にあたり、工事請負費の予算をもって平成27年1月30日に黒谷美術株式会社と3,300万円の契約を締結し、新庁舎3階テラスにモニュメントを設置したことは、以下の理由により違法行為である。

①モニュメントは本来、地方自治法 (以下「法」という) に規定する物品に該当する美術品であり、工事請負費ではなく備品購入費から支出するべきである。また、モニュメントの制作工程から見ても、新庁舎建築に付帯する工事としての要素は皆無である。

②モニュメントは美術品であるから、法第96条第1項第8号及び同法施行令第121条の2の規定に基づく「坂東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に規定する議案の提案を行い、議決を得たのちに本契約を結ぶべきである。

③予算編成時点から細節や付記による説明書きがなく、工事請負費に包括潜入されていた事実から見て、意識的に対議会を回避しており、相当の無理がある。したがって、特定幹部職員に指示し、トップダウンにより計画実行された行為である。

④議会に何ら事前説明も行わず、かつ審議に付することもなく、契約を締結し購入設置したことは契約自体が無効であり、市民に対する背任行為であるとともに公金の浪費である。

以上のことから、坂東市に対してモニュメント制作購入費相当額の損害を与えたことは明白であり、市の被った損害を補填するため前市長に損害賠償を求めるなど、監査委員に必要な措置を取るよう市長に勧告することを請求するものである。

(2) 請求人から提出された事実を証する書面

事実証明書No.1

- ・ 情報開示決定通知書 (平成29年3月14日付 坂企企発第178号)
- ・ 随意契約を執行する理由書 (26庁建第5号 新庁舎モニュメント設置工事)

- ・建設工事請負契約書（26 庁建第 5 号 新庁舎モニュメント設置工事）
- ・建設工事変更請負契約書（26 庁建第 5 号 新庁舎モニュメント設置工事(第 1 回変更)）
- ・『地方財務実務提要』による「工事請負費」「備品購入費」の説明と、工事請負費から支出したことの説明書き
- ・『地方財務実務提要』（地方自治制度研究会編集・(株)ぎょうせい発行)の抜粋……備品購入費についての解説部分

事実証明書No. 2

- ・情報開示決定通知書（平成 29 年 4 月 4 日付 坂企企発第 2 号）
- ・契約伺（26 庁建第 5 号 新庁舎モニュメント設置工事）
- ・変更契約伺（26 庁建第 5 号 新庁舎モニュメント設置工事(第 1 回変更)）
- ・仕様書（26 庁建第 5 号 新庁舎モニュメント設置工事）
- ・支出決議票及び請求書（26 年度～28 年度分割払等 6 回分）
- ・工事完成通知書、工事検査調書（平成 28 年 10 月 28 日検査）

事実証明書No. 3

- ・情報開示決定通知書（平成 29 年 3 月 1 日付 坂議発第 228 号）
- ・平成 28 年第 4 回坂東市議会定例会会議録の一部 133～135 ページ

事実証明書No. 4

- ・情報開示決定通知書（平成 29 年 2 月 7 日付 坂企企発第 151 号）
- ・新庁舎建設事業について（財源及び支出の一覧表）

4 請求の要件審査

本請求については、補正後の請求書及び事実関係証明書を審査の結果、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の法的要件を備えているものと認め、平成 29 年 6 月 2 日に受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 監査の対象となる財務会計上の行為について

新庁舎モニュメント設置工事契約

(2) 着眼点

- ① 新庁舎建設記念モニュメントが「備品購入費」ではなく「工事請負費」から支出した行為が違法又は不当であるかどうか。
- ② 当該行為が違法又は不当であるとした場合にどのような措置を講ずるべきか。

上記の趣旨を踏まえて、次の点について監査を実施して行く。

ア 法第242条第1項の要件に該当するか

イ 市の違法又は不当行為

ウ 市財務会計上の行為

エ 予期する市財務会計上の行為

2 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 法第242条第6項の規定に基づく陳述の機会の意向確認をしたところ、請求人から陳述ではなく陳述書の提出に代えるとしたため、請求書を補完する書面として陳述書を受け付けた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述書（原文）

平成29年5月24日提出致しました坂東市職員措置請求書における措置請求の要旨、請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実においては、(金の馬)モニュメント制作にあたり市の見解は新庁舎建設に付帯する工事、いわゆる不動産との位置づけに対して、私は地方自治法（以下法という）第239条に規定する物品「動産」との見解に基づき、市の違法行為について多方面から検証してまいりましたが、加えて、新たに法238条に規定する公有財産（1、不動産 2、船舶 浮標 浮棧橋及び浮きドック、並びに航空機 3、上記に掲げる不動産及び動産の従物 4、地上権 地役権等）の規定との整合性について検証いたしました。同条の規定で公有財産は行政財産と普通財産に分類され、行政財産の定義については、普通地方公共団体において、公用又は公共用に供し又は供することに決定した財産と規定され、それ以外の財産を普通財産と規定されています。したがって、新庁舎は不動産であり行政運営に必要不可欠の建物であることから正に行政財産として位置付けることができます。一方(金の馬)モニュメントは新庁舎建設に付帯する一体的工事との位置付けは、新庁舎建築物の従物の要件、いわゆる構造的にも建物に必要不可欠の機能を有していない。具体的にも独立した芸術品であり、普通財産に属する動産であることは明白である。よって新庁舎と一体的な不動産として行政財産と位置付けることは不可能である。従って(金の馬)モニュメントを新庁舎建設に付帯する工事としての契約及び購入行為は違法行為と言わざるを得ない。このことは、法の本旨である議会制民主主義を否定する行為であるばかりか、住民不在の行政とも受け止められる行為と思慮致します。

については、本検証理由についても前措置請求書の理由に追加して頂きたくお願い致します。

3 監査の対象部課

企画部企画課を監査の対象部課とした。また、財政課及び会計課についても請求人の主張を確認するため監査を実施した。

4 監査の方法

監査に当たっては、対象部課から提出された関係書類等の調査を行うとともに、関係職員からの事情聴取を平成29年6月16日に実施した。

5 監査の期間

平成29年6月2日から平成29年7月18日まで

第3 事実関係の確認

関係書類の調査及び関係職員からの事情聴取によって確認した事項のうち主要なものは、次のとおりである。

1 書類調査による事実確認

- H23. 8.22 庁舎建設検討委員会発足、第1回会議（計8回会議を開催）
- H24. 6. 4 第7回庁舎建設検討委員会開催 モニュメントに関する要望あり。
- H24.11 新庁舎建設基本構想の策定
- H24.12.28 新庁舎建設設計業務を公募型設計提案により実施
(第1次審査 H25.1.11、第2次審査 H25.2.20)
- H25. 3.26 新庁舎建設設計業務委託契約 H24～H25 年度継続事業
(契約額 98,700 千円 (株)久米設計)
- H26. 2 新庁舎基本設計が完了
- H26. 2 モニュメント(ブロンズ像)制作について一色氏に参考見積等を依頼
- H26. 3.17 新庁舎建設事業3カ年継続費予算案が可決(総額 4,893,700 千円)
- H26. 3.18 一色氏より参考見積書等の提出あり。
- H26. 3 新庁舎実施設計完了
- H26. 4. 2 モニュメント設置に関する打合せ
(一色氏、(株)久米設計、企画部長、企画課長、建設準備室長)
1、2階では支障があるため3階市民テラス設置で了解。
- H26. 4. 2 一色氏へモニュメント制作を依頼(詳細は契約締結後)
- H26.4～12 この間、仕様書の作成、工事発注方法等を検討する。
- H26. 6.12 市議会定例会にて新庁舎建設事業 継続費予算を補正(550,000 千円)
- H26. 9. 3 新庁舎建設工事の入札が不調に終わる
- H26. 9.29 市議会臨時会にて新庁舎建設事業 継続費予算を補正(550,000 千円)
- H26.11. 4 新庁舎建設工事を再入札 落札業者 清水建設(株)
(予定価格 5,331,470 千円(税抜)、落札価格 5,330,000 千円(税抜))
- H26.11. 5 新庁舎建設工事契約締結

- H26.11.19 新庁舎建設工事起工式
 H27. 1.19 新庁舎モニュメント設置工事執行伺（随意契約1社、黒谷美術(株)）
 H27. 1.29 見積合わせ執行
 H27. 1.30 新庁舎モニュメント設置工事契約締結（33,000千円 税込）

工期 H27.1.31～H28.7.29、

継続費 年割額	}	H26年度 6,600千円 20%
		H27年度 19,800千円 60%
		H28年度 6,600千円 20%

【工事費内訳（税抜）】

工事名	金額(円)		工事名	金額(円)
A 直接工事費	29,910,030		B 諸経費	645,526
I 原型製作費	11,495,560		I 共通仮設費	80,000
II 石膏原型製作費	1,620,000		II 現場管理費	270,000
III ブロンズ制作費	7,144,470		III 一般管理費	295,526
IV 石台座製作・施工費	2,450,000			
V 作家料	7,200,000		工事価格	30,555,556

- H27. 3.30 H26年度分支払 2,930千円 前払金として
 (6,600千円－2,930千円=3,670千円は通次繰越)
 H27. 4. 1 H27年度支出負担行為
 ①通次繰越分 3,670千円
 ②H27年度分 19,800千円=16,500千円+3,300千円(通次繰越)
 H27. 4.23 モニュメント石膏原型中間検査立会い（牛久市 一色邦彦アトリエ）
 H27. 7.31 第1回中間(出来高)検査（射水市 黒谷美術工場）
 H27. 9. 4 H27年度通次繰越分支払 3,670千円（残金0円）中間検査合格により
 H27.10. 5 H27年度分支払 8,800千円（残金7,700千円）前払金として
 H27.12.21 第2回中間(出来高)検査（射水市 黒谷美術工場）
 H28. 3. 4 H27年度分支払 7,700千円+3,300千円(通次繰越)（残金0円）
 H28. 4. 1 H28年度支出負担行為（33,000千円×20%=6,600千円）
 H28. 7.25 変更契約伺（工期延長）
 H28. 7.26 新庁舎モニュメント設置工事 変更契約（期間延長91日）
 H28. 9.20～22 モニュメント搬入据付
 H28.10.28 工事完了検査
 H28.10.28～30 新庁舎への引越作業

H28.11.1 新庁舎開庁式、オープニングセレモニー

H28.11.12～13 新庁舎見学会

H29. 2.24 H28 年度分支払 6,600 千円 (支払完了)

2 事情聴取の結果

(1) 日 時 平成29年6月16日(金) 12時55分～13時50分 企画課
14時00分～14時20分 財政課

(2) 場 所 監査委員事務局

(3) 出席者 坂東市代表監査委員、坂東市監査委員
会計管理者(元企画課長)、企画課長、企画課係長
財政課長
監査委員事務局：局長、書記2名

(4) 聴取要旨

①モニュメント設置の経過について

坂東市庁舎建設検討委員会(団体代表15名、一般公募30名、計45名)は平成23年の8月に第1回の会議が開かれ計8回開かれた。第7回の会議において、委員から新庁舎へは「ベルフォーレには将門像があり、同じものを用意する必要もないが、市役所にも坂東市を表す歴史的な物があればよいのではないか」という意見があったと聞いている。

具体的な発注は、作家の一色邦彦氏により参考としてデザインや基本コンセプト等が示され、市は平成26年の4月に制作依頼書を提出、詳細については契約を締結してからとした。一色氏からは、モニュメント制作の実績ある業者等の参考意見もあった。

仕様書・設計書の作成は一色氏からの見積り等を参考にして作成した。この設計書の金額内で市長が予定価格を設定し、平成27年の1月19日に黒谷美術(株)と見積合わせを執行、税抜で3,124万円という予定価格に対し、3,055万5,556円の見積書が提出されことから、決裁を受け契約書を取り交わした。

その後新庁舎の建設工事の工期延長に伴い、平成28年7月26日に工期を10月28日まで延長するという変更契約を締結。完成までの間に、中間検査を平成27年の7月31日と12月21日の2回実施し、完了検査は、平成28年10月28日に実施した。

なお、支払い等に関しては、前払金を平成27年3月30日に293万円、平成27年9月4日に367万円、平成27年10月5日に880万円、平成28年3月4日に1千百万円を支払っている。最終的には平成29年2月24日に残金660万円を支払った。

②契約先が黒谷美術(株)であった理由

製品を作るにあたっては、一色氏は設計部分と初期段階の制作のみで、その後は別の会社

が鑄造等を実施し、設置工事をしていくという工事が想定された。全体的な契約を一色氏と締結するという事は、建設業の許可や契約保証等の関係でできないと判断。そこで業者として一色氏の作品を扱え、かつ、この分野では最大手といわれる黒谷美術(株)であれば全体的に請け負えるということで選定し、随意契約に至ったという流れです。

③契約内容について

モニュメントの設置までに、粘土の型制作や石膏の型取り、その仕上げやブロンズ鑄造、石の台座の制作・設置など各工程手順、それらを踏まえると民法632条の請負及び国税庁で示されている「請負と売買の判断基準」を参考にして、「工事請負」として契約とした。また、他市町のモニュメント等の設置についても調査し、これらを参考に判断した。

国税庁の資料は、契約の段階でいくらの印紙を貼るかという判断を示しているものだが、備品の購入で契約種別を売買契約とすると印紙が関わってくる。それらに照らし合わせると、このモニュメントについては契約の段階ではデッサンしか無いものであり、それを備品として購入することはできないので、製造の請負、請負工事で契約することとなり、基準に従い印紙を貼って契約をした。そのため議会の議決に付する案件の第2条に該当すると判断した。

契約内訳で作家料とはどういう内容かという、デッサンとか設計部分、模型等の作成、そして最終的に完成するまでの設計監理、そういう部分を作家料と認識している。原型製作費については、作者のほかにその原型を作る担当がいて一緒に制作するという事なので、作者一人で制作するわけではないため作家料が一色氏へ全ていっているかどうかは、黒谷美術との契約でもあり分からない。なお、このモニュメント設置契約の内容以外に一色氏に支払った経費はない。

④市議会にモニュメント関係の説明を行ったかどうかについて

市議会への説明は、予算の議決を得ている新庁舎建設事業の関係工事の一部の執行ということで判断し、具体的な説明は行っていなかった。

議会・議員へ初めて説明したのは、平成28年6月議会閉会后に、各議員に新庁舎の現場見学をさせていただいたとき、図面上に騎馬像をプロットしてこういうものだということを示した段階です。ただ、詳しくは説明していない。

庁舎の設計図が出来上がった時点では、設置場所は決まっていたが、説明していない。新庁舎建設工事全体の請負として議決してもらった中で実施したので、概略説明だけで細かいところまでの説明はしていなかった。

⑤モニュメントの設置場所について

モニュメント設置場所が3階になった理由は、協議を進めていく中で、前庭に設置という

案、1階のフロアという案があったが、大きさの問題や、3階が市民テラスという位置づけということ、それらも踏まえ、多くの方に見ていただくのにどこがいいかということで検討した。その結果、前庭は駐車場確保の問題があり、1階フロアには納まらない部分があり、3階市民テラスになったという経過です。

当時はまだ机上でしかやってなかったため、1階の屋外部分では駐車場を確保しなければならず、1階の中は来客スペースが取れなくなるということ、3階を市民テラスとして活用するためという経過もあった。また、3階テラスは外からも上がれ、ひさしが若干出ているため、将来的に見た場合耐久性の面でも利点があった。

「玄関の入口や、ベルフォーレの将門像のように誰が行ってもすぐ見られる所ではないので、それをモニュメントと言えるかどうか。一般市民の方も外から階段を上がって見られることはあまり知らない。」という質問であるが、今、外構ができあがってみればそういうふうな意識もある。

台座は、ただ置いてあるのではなく、庁舎の基礎と組み入れアンカーボルトから出してあり、それが一体的に設置するという意味である。アンカーボルトを打って、強度計算とかそういうことも必要になる。

⑥美術品という認識について

我々も美術品という認識でいる。しかし、美術品そのものを取得するか、請負契約で制作するか、そこに違いがあり請負ということで判断して進めた。それは、首長の一方的な考えではなく、他市町村の事例も参考にして、製造の請負と判断したものである。

監査請求にある「法的根拠を示せ」ということについては、民法632条の請負及び国税庁の「請負と売買の判断基準」ということになる。請求者は情報開示請求をしているが、事実証明書にはその部分が開示資料として添付されていない。当然、そのときの担当が口頭で説明していると思われる。美術品であってそれを売買契約で取得するか、それとも製造の請負で取得するか、その差が違ったということ。なぜ備品で買わなかったのかということについては、契約の段階ではこういう物がない。紙（デッサン）しかないわけなので、備品として購入することは出来ないということで、製造の請負が妥当という判断だった。

⑦予算関係について

1回目の入札が不調になって、その後、工事費の全体予算を増額するときにモニュメントの説明はしていない。当時は何が問題だったかと言うと、本当にこの金額で庁舎が建てられるかどうかということが大きかった。このくらいであればなんとか業者が落札できるというふうな説明に終始していたので、細かいところまでは説明していない。

予算は全体的に3か年の継続費を組んでいるので、一括支払いではなく、26年度（27

年1月)から28年度、3か年にまたがる契約なので予算を振り分け、出来高で支払っている。

継続費という形の予算は、契約をするためにはまず予算を持っていないと契約そのものが執行できない。ところが工事そのものはもっと先までかかるという時に契約を見越した形で3年間かかるという形で予算を獲得したうえで契約をしていくという予算の組み方です。

財政課での予算の把握ですが、モニュメントの設置工事関係については、当初の新年度予算要求時は庁舎建設費予算には含まれていない。あくまでも新庁舎建設工事費という形で予算を組んでいるので、たぶん、契約をして執行残が出たので、その中で対応したのかと思われる。新庁舎建設事業で補正予算5億5,000万円を2回行っているが、それについては資材単価の高騰や、震災後だったので労務単価等の上昇があり、契約できないことにより工事費の増額をしたもので、モニュメントの設置工事について、その内容的な説明は受けていない。

財政課では執行残については、個別には承認は実施していない。常に「執行残が出たものについては、繰越の関係で極力残してください」ということを、各担当課には説明しているが、追加の承認を行うことは特段ない。財政課長には、契約で支出負担行為を起こす時には、金額によって合議が求められるので、その時はもちろん見る。モニュメント設置を工事請負費で支払うことに関しては、もちろん合議の印は押しているし、特段疑問に思わなかった。

予算書には、建築費の各項目の予算は、庁舎に関する一般的全体的な予算しか出ていない。予算要求の段階では、事業の内容はすべてが出てくるわけではない。新庁舎の場合、最初の2年間は継続費で庁舎建設工事と工事監理委託料、それが平成26年に出て、備品関係については平成27年度予算になる。

第4 監査の結果

監査の結果、請求に理由がないものと認め、本件請求を棄却する。

以下、その理由を述べる。

請求人は本件請求において、新庁舎建設記念モニュメントは議決を得ていない契約であり無効であると主張している。

このことに関して、「坂東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(以下「議決条例」という。)」について述べる。この議決条例は法第96条第5項及び第8項に基づき制定されたものであり、議決条例第2条が「工事又は製造の請負」に適用されるもの、第3条が「不動産若しくは動産の買入れ」に適用されるものである。議決に付すべき基準も法施行令第121条の2に規定する別表第3の基準による「工事又は製造の請負」

については予定価格1億5千万円以上、別表第4の基準による「不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い」については予定価格2千万円以上（土地については、1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）と同じ下限の基準が採用されている。

この議決条例の第2条及び第3条は、動産にも不動産にも適用されるものであり、目的物が動産か不動産かは適用の基準にはならない。

契約の締結は、予算の執行として市長の権限に属するものであるが、金額の大きさ、契約の内容や性質等によっては、住民にとって大きな影響を及ぼすことが予想されるため、例外的に議会の関与を受けることとし、その契約締結の決定及び契約手続き等について慎重を期すことを要求したのが法第96条第5項の趣旨であり、財産の買入れ及び売払いを規定した同条第8項も同様の趣旨とされている。

法第96条第5項に基づく議決条例第2条の「工事又は製造の請負」とは、発注に応じて仕事を完成し、完成物の所有権を移転することを内容とするものであり、民法第632条に規定する「請負」について示したものである。

今回の契約行為はモニュメント設置工事として工事請負契約での発注であるが、契約内容のうち、原案デザインに関しては委託料、モニュメントの製造及びモニュメントを庁舎に設置することに関しては工事請負費からの支出となる。これらを一括して発注する場合は包括的な性質を有する委託料として発注するか、あるいは工事請負費として発注するのが一般的である。市は契約内容の大きな部分を占める原型デザインからの鋳造、台座の制作及び庁舎への設置工事に着目し、工事請負契約としたものであるが、いずれにしても本件契約は製造の請負契約であるといえる。

一方、法第96条第8項に基づく議決条例第3条の「不動産若しくは動産の買入れ」とは売買契約や購入契約を規定するものである。請求者が主張する「当該モニュメントは美術品の取得であるから、物品の購入である。」とすると、市会計の支出科目では備品購入費での支出となる。しかし、備品購入費については完成した製品の購入であり、物件をゼロから作り出していくような場合は買入れ（購入契約）ではなく、科目も備品購入費からの支出とはできないものである。

なお、請負契約となるか売買契約となるかについては、国税庁が契約に必要な印紙税の取扱いに関して「請負と売買の判断基準」を定めているところである。

財産取得の契約は、土地売買契約、工事請負契約、委託契約、備品購入契約などがあり、その態様は様々であるが、契約完了の結果として、その不動産、完成物又は製品が市に引渡され、財産取得が完了するのは同様である。市の財産は、財産台帳や備品台帳に登載されるわけであるが、本件モニュメントを美術品として区分するか、工作物とするか、建物の付属物とするかは、その目的及び設置形状によるものであり、手続的には完成物引渡しによる所有権移転後である。

よって本件は議決条例の要件である「予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当しないため、市議会の議決案件ではないのであるから、違法性は認められない。

次に、請求人が「3千3百万円という公金の浪費であり、不当に市に損害を与えた」と主張する点について検討する。

まず、契約額についてであるが、一般の認識からすればこの金額は多額である。これが妥当であるかどうかという点について契約の観点から見てみると、本件のような芸術性の高い創作作品の制作費や価格は、原型制作者を含む契約の相手先との合意によって決まるのが通例である。そのため競争入札には馴染まず、予定価格を設定し見積書を徴取しての随意契約とするものであり、本件モニュメントの制作費や設置費それ自体は不当な金額とはいえない。また、市に損害を与えたかという点については、契約など財務会計上の手続は適正に行われていること、本件モニュメントが現に市の財産としてあり、喪失しているわけではない点を見る限り、市に損害を与えたとはいえない。

ブロンズ像モニュメントを設置したものとして、合併前の旧岩井市においてベルフォーレの広場に将門公騎馬像モニュメントを設置した例があるが、どちらも施設竣工に関する記念物の制作・設置であり、比較の上では、本件支出が公金の浪費であるとまではいえない。

これらの理由から違法・不当な公金の支出があったとはいえないと判断し、請求には理由がないという結論に至った。

第5 意見

監査結果については以上である。住民監査請求は違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について取り扱うものであるが、新庁舎に設置したモニュメントについて、市議会への事前説明が全く行われていなかったことに関して意見を述べる。

市の契約行為は市長の権限に属し、その裁量範囲は大きなものがある。しかし、「市長の広範な裁量は市議会の民主的コントロールの下、その判断が委ねられている」とされるのであり、このため、特に重要な契約、財産の取得については法に基づき制定された議決条例によって市議会の議決が必要となっているのである。

本件場合は議決の対象ではないと判断したが、モニュメント設置予算が当初予算の時点では計上されておらず、新庁舎建設事業の補正予算での増額及び工事執行残を予定して制作を依頼していると思われること、民主主義的な手続きとしての市議会等への事前説明もなく、トップダウンにより決定して進められたことは、強引とも感じられる進め方であり非常に残念である。前市長には、十分な配慮が不足しており、深く反省を求めるものである。

たとえ契約金額が議決条例の対象外の契約であっても、その目的や金額が特殊なケースについては事前説明が重要である。

今回のモニュメント設置に関していえば、庁舎施設の機能面から見た場合必ずしも必要とするものではなく、竣工記念という記念物として装飾的な要素が強いものの金額的に多額の費用を要していること、また、契約が作家を指定したうえでの特命随意契約であり、不透明になりやすいこと等を考慮すれば、市議会等への説明はその目的や必要性、設置までの所要経費見込など計画初期段階から、詳細な説明を行うべきであり、多くの意見を取り入れたうえで計画し実施するべきであると思料する。

市政運営を円滑に遂行するため、現市長には今後、本件のような特殊な契約を事前説明なしに執行し、市議会及び住民に不信感を抱かせるようなことが無きよう、市と市議会との信頼関係構築に努められることを強く要望するものである。